

## 議案第4号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年1月26日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

## 記

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 13 平成24年2月に支給する市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。
- 14 平成24年2月に支給する副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。